

平成29年4月1日から

後期高齢者医療保険料の

軽減内容が変わります

後期高齢者医療保険料の計算式は次のとおりです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①均等割額} \\ \hline 45,242\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②所得割額} \\ \hline \text{総所得金額等から基礎控除額} \\ \text{の33万円を差し引いた金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 8.94\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{(上限額は} \\ \text{57万円)} \\ \hline \end{array}$$

- ① 被保険者の方に等しく負担していただく「均等割額」
 - ② その方の前年の所得に応じて負担していただく「所得割額」
- 今回、①②の軽減内容が変わります。

職場の健康保険の
被扶養者であった方の
均等割額の軽減割合が
変わります

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(職場の健康保険等)に加入している方に扶養されていた方(被扶養者)の保険料の軽減割合が変わります。

均等割額
9割軽減→7割軽減

○所得割額は引き続き課されません。
○所得が少なければ、所得が低い方に対する軽減がつけられる場合があります。

所得割額の軽減割合が
変わります

所得割額の算定基礎となる所得の額(※注1)が58万円を超えない方の所得割額の軽減割合が変わります。

所得割額
5割軽減→2割軽減

※注1「所得割額の算定基礎となる所得の額」は、総所得金額等(※注2)から基礎控除額の33万円を差し引いた額となります。
※注2「総所得金額等」とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物、株式等の譲渡所得金額等の合計額をいいます。

均等割額の軽減対象となる方の所得の範囲が
拡大されます

均等割額が5割または2割軽減される対象となる方の所得の範囲が、拡大されます。

◎均等割額が5割軽減される方
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

- 《改正前》
- 「基礎控除額(33万円)」+
 - 「26.5万円×世帯の被保険者数」
- 《改正後》
- 「基礎控除額(33万円)」+
 - 「27万円×世帯の被保険者数」



◎均等割額が2割軽減される方
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

- 《改正前》
- 「基礎控除額(33万円)」+
 - 「48万円×世帯の被保険者数」
- 《改正後》
- 「基礎控除額(33万円)」+
 - 「49万円×世帯の被保険者数」
- ☆新しい保険料の額は7月中旬にお知らせします

問い合わせ先 ◆ 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-5222-3013 住民課 保険年金担当 ☎0748-526571

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

お知らせします！

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、平成28年度に学生納付特例が承認された方で、平成29年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

申請される方は、印かん(スタンプ式でないもの)・学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反

映されず。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、遡って納付(追納)することができません。追納されると老齢基礎年金の額に反映されます。

追納の手続きは、印かん(スタンプ式でないもの)を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。



みんなで支え合う国民健康保険

4月1日から国保の被保険者証が

新しくなります！

国民健康保険(国保)被保険者証は毎年4月に更新していますので、有効期限が平成29年3月31日となっている被保険者証(紫色)は使用できません。

4月1日からご使用いただく被保険者証(桃色)をお送りしていますので、病院等へ行かれる際は新しい被保険者証をお持ちください。

また、新しい被保険者証について次のことをご確認ください。

- 国保に加入されているご家族の分がそろっていますか。
- 住所や氏名などの誤りはありませんか。
- 65歳までの方で退職者医療制度に該当しているのに、一般の被保険者証が送られていませんか。

新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や氏名等が誤っている場合は、すぐに役場住民課保険年金担当までご連絡ください。

他の健康保険に

加入していませんか？

社会保険など、別の保険証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いている場合は、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

社会保険などの保険証、印かん(朱肉を必要とするもの)、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、身分証明書などをお持ちのうえ、役場住民課で手続きをしてください。

古い被保険者証を回収しています！

古い被保険者証は役場で回収しています。期限の切れた被保険者証のみを返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

70歳から74歳までの方がお持ちの高齢受給者証(だいたい色)は4月以降も使うものですので、一緒に返送しないようご注意ください。

問い合わせ先 ◆ 草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571